

## 児童手当が変わります！

令和6年10月分から、児童手当の支給対象や支給額が拡充されます。

以下の(1)～(4)に当てはまる方は、新たに申請が必要です。

- (1) 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方
- (2) 所得上限額を超えており、児童手当の支給が停止されている方
- (3) 大学生年代までの子と、高校生年代までの児童の合計が3人以上の方
- (4) 支給対象となる高校生年代の児童の住所が、松島町にない方

※注1：高校生年代は18歳を迎える年の年度末までのことをいいます。

※注2：大学生年代は22歳を迎える年の年度末までのことをいいます。

**申請期限：令和6年11月15日まで**

※注3：期限を過ぎた場合は、令和7年1月以降に、拡充された児童手当が遡って支払われます。

なお、令和7年3月31日までに申請されない場合は、拡充された児童手当を遡って受け取ることはできません。申請を受け付けた月の翌月分からの児童手当を受け取ることになります。

なお、以下の(5)～(8)に当てはまる方は申請の必要はありません。

- (5) 所得制限額を超えており、特例給付(月額5,000円)を受け取っている方
- (6) 高校生年代と中学生以下の児童を養育している方
- (7) 大学生年代の子を養育しておらず、かつ3人以上の児童を養育し、多子加算による児童手当の増額分を受け取っている方
- (8) すでに児童手当を受け取っており、現在養育している児童が2人以下で、いずれも中学生以下である方

## 申請に必要な書類

- 左の(1)・(2)に当てはまる方
  - ①児童手当認定請求書(※)
  - ②請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し
  - ③請求者の健康保険証の写し
- 左の(3)に当てはまる方
  - ①児童手当額改定認定請求書(※)
  - ②監護相当・生計費の負担についての確認書(※)
- 左の(4)に当てはまる方
  - ①別居監護申立書(※)



(※)の書類はこちらからダウンロードできます

※注4：請求者(受給資格者)については、父母がともに児童を養育している場合、原則として所得の高い方(生計中心者)となります。(生計中心者が公務員の場合は所属庁で手続き願います。)

## 児童手当の拡充内容

内容	これから	これまで
支給対象	国内に住所を有する「高校生年代」までの子ども	国内に住所を有する「中学生」までの子ども
支給額	3歳未満 第1子・第2子→15,000円 第3子→30,000円 3歳～高校生世代 第1子・第2子→10,000円 第3子→30,000円	3歳未満→15,000円 3歳～小学生まで 第1子・第2子→10,000円 第3子→15,000円 中学生→10,000円
所得制限	なし	所得制限限度額以上→5,000円 所得上限限度額以上→支給停止
多子加算の対象範囲	大学生年代まで ※保護者の経済的負担がある場合	高校生年代まで
支給回数	年6回(2・4・6・8・10・12月) ※一度に2か月分を支給	年3回(2・6・10月) ※一度に4か月分を支給

※注5 支給回数の増に伴い、令和7年4月から支払通知書の送付を廃止させていただきます。

## 問い合わせ先

松島町町民福祉課子ども支援班(平日午前8時30分～午後5時)  
〒981-0215 松島町高城字帰命院下1-1 ☎(022)354-5798